

9 平時の運用

9.1 このマニュアルの管理

9.1.1 改廃

- ✧ このマニュアルの改正は自治会防災部企画会議で発議し、防災部長が承認します。
- ✧ このマニュアルの改正は、改正後もっとも近く行われる自治会定例会、および運営委員会で報告し、共有します。
- ✧ 別冊2については、役職者の交代、保管物の状況変更等に伴い、本文とは別個に改正します。
- ✧ 改正に際しては、配付先の旧文書を回収、廃棄し、表紙に連番を付した最新版を配付します。

9.1.2 配付先

- ✧ このマニュアルは「本文」、「別冊1（谷本中拠点運営開設マニュアル別冊1 掲示物と雑型）」、「別冊2（谷本中拠点運営開設マニュアル別冊2 名簿とリスト）」で構成しています。
- ✧ 別冊2については電話番号など、個人情報を含むため、配付先を限定します。
- ✧ 別冊2 の配付先
 - 自治会館（1部）、拠点（1部）、運営委員(各1部)、消防署（1部）、谷本中学校（3部）
 - 配付総数＝6十運営委員人数
- ✧ 本文十別冊1 の配付先
 - 別冊2の配付先のほかに、梅が丘自治会ブロック長（×部）に配付します。
 - 配布部数＝×十別冊2 配付部数

9.2 平時の準備（課題：表の拡充/整備）

- ✧ このマニュアルの定める運用を、災害時確実に実施するため、平時において下記の準備を実施し、維持します。

拠点開設に平時の準備事項

作業	目的	責任者	実施時期	作業内容	備考
マニュアル記載の表の維持 & 更新	適宜最新版に更新	副委員長	適宜	情報委員長と協力して行う。	
防災備品 & 備蓄品の確認	//	//	適宜	物資委員長と協力して行う。	
× × 表の更新					

9.3 訓練

9.3.1 防災訓練

- ✧ 9月、1月に、自治会員を主な対象とする、防災訓練を実施します
 - 9月/自治会防災訓練
 - 自治会防災部が企画します。
 - 通常はいっとき避難場所（公園）で実施します。
 - 1月/自治会防災訓練+防災拠点防災訓練
 - 自治会防災部で案をつくり防災拠点運営委員会で決定します。
 - 通常は、自治会防災訓練を公園で、防災拠点防災訓練を中学校で実施します。
- ✧ 訓練の実行は、行政の指導に基づき、自治会防災部や防災拠点運営委員会が企画して、書記、ブロック長、班長等、自治会役員も参加して行います。
- ✧ 防災訓練は必要に応じて、青葉消防署（青葉台支所）への協力を依頼します。
- ✧ 訓練実施の結果は、自治会回覧および掲示板や自治会ホームページで周知します。

- ✧ 防災部長は、訓練の計画、実行結果、周知状況を整理し、記録を保管します。
- ✧ 課題：自治会員以外の住民も防災拠点の支援対象者なので、訓練他防災拠点情報の共有を検討すること。
 - ・ 非会員への現行の情報共有手段は、①ホームページ、②掲示板掲示、③広報配布に合わせた周知文配布（自治会長判断で実施）

9.3.2 運営委員訓練

- ✧ 運営委員は、谷本中拠点の開設、維持の訓練を、以下のタイミングで年2回以上実施する。
 - ・ 防災訓練実施時
 - ・ 運営委員長の指示する時
- ✧ 訓練実施の結果は、行政委員、学校委員等、全運営委員で共有する他、自治会回覧および自治会ホームページで周知する。
- ✧ 防災部長は、訓練の計画、実行結果、周知状況を整理し、記録を保管する。

9.4 コミュニケーション体制（課題：組織体系見直し）

9.4.1 自治会防災部

- ✧ 目的
 - ① 谷本中学校地域防災拠点運営委員（以下運営委員）会の活動を企画、管理する
 - ② 自治会の防災活動を企画、管理する
 - ③ 上記の活動を実行、運営する
- ✧ 組織（概要）
 - ・ 防災部長
 - 自治会役員から選任する。
 - 同時に防災拠点運営委員として同委員会副委員長を兼務する。
 - 自治会長とともに、自治会役員、防災拠点運営委員としての管理責任を負う。
 - ・ 部員
 - 防災部長、自治会長、自治会部員（後述）、活動員（後述）、アドバイザー（後述）の総体を「部員」とする。
 - 部員は防災部員名簿に登録する。
 - ・ 自治会部員
 - 自治会役員であり、運営委員となる要員。
 - 自治会役員、運営委員としての実行責任を負う。
 - 企画員（後述）は、他の自治会役職の有無にかかわらず、すべて自治会部員とする。
 - 防災部名簿に登録するほか、自治会役員名簿にも登録する。
 - ・ 活動員
 - 防災部長の求めに応じて部員と同様に防災活動を行う、家庭防災員を含む、有志ボランティア。
 - 運営委員に選任された場合は、運営委員としての実行責任を負う。
 - ・ アドバイザー
 - 家庭防災員資格、防災ライセンス、自治会役員経験等に基づき、人的資源として防災部名簿に登録する。
 - 本人の同意に基づき、防災部長は活動員としての活動を要請する。
 - ・ 企画会議
 - 防災部長を議長として、防災部および運営委員会の活動の企画を行う。
 - 防災部長が選任する企画員により開催する。
 - 自治会長は企画員として企画会議に参画する。
- ✧ 組織（構成）
 - ・ 企画会議
 - 議長：防災部長
 - 企画員：

- ✧ 自治会長
- ✧ 運営委員/庶務班長
- ✧ 運営委員/物資班長
- ✧ 運営委員/情報班長
- ✧ 運営委員/救護班長
- ✧ 防災部長の選任する者
- 部員（自治会部員）
 - ✧ 企画員
 - ✧ 総務
 - ✧ 書記
 - ✧ 民生委員長
 - ✧ 子供会会长
 - ✧ 梅和会会长
 - ✧ 上のほかに防災部長の選任する者
- ✧ 防災部名簿
 - 防災部長は、「組織（概要）」に記載した防災部の各要員を防災部名簿に登録する。
 - 名簿は年1回以上見直しを行う。
 - 名簿の書式は「〇防災部名簿」に基づく

9.4.2 運営委員会

- ✧ 構成、責務等は「4 谷本中拠点の組織と構成」に定める。
- ✧ 運営委員名簿
 - 運営委員長は、運営委員を防災部名簿（「11.2 運営委員名簿」）に登録する。
 - 名簿は年1回以上見直しを行う。
 - 名簿の書式は「11.2 運営委員名簿」に基づく

9.4.3 谷本連合自治会との連携

（課題：平常時のコミュニケーションや防災訓練のことを書く）

9.4.4 家庭防災員との連携

（課題：防災部に活動員として入ってもらうこと、議事等決定事項の周知、防災訓練への参加要請、発災時の対応等を書く）

9.4.5 谷本中学校との連携

（課題：平常時のコミュニケーションや防災訓練のことを書く）

以上